## 【経済産業委員会】

〇特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)要旨

本案は、情報通信技術の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)による助成等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一 基本理念

特定半導体生産施設整備等は、国際的に特定半導体の生産能力が限られている状況においてもその需給の変動に対応できるよう我が国の技術の向上により特定半導体の国内における安定的な生産を確保すること、及び我が国における特定半導体の生産に関係する産業の発展に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ行うものとすること。

- 二 特定半導体生産施設整備等計画の認定等
  - 1 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に 関する指針に、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定めるものとす ること。
  - 2 特定半導体生産施設整備等を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定半導体生産施設整備等に関する計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとすること。
- 三 認定特定半導体生産施設整備等計画に係る支援措置
  - 1 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例について定めること。
  - 2 機構は、認定特定半導体生産施設整備等事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付、認定特定半導体生産施設整備等事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の支給等の業務を行うものとすること。
- 四 特定半導体基金の設置

機構は、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する助成金の交付業務に要する費用に充てるための基金を設けるものとすること。

## 五 施行期日

この法律は、令和4年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。

## (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 令和3年度補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構における特定半導体基金の設置を速や かに進め、国内における特定半導体及びその生産に必要不可欠な半導体材料 等の安定的な確保に資するための施策に早急に着手すること。
- 二 特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定に当たっては、事業者による 認定申請を促し、かつ認定手続の客観性を担保するための明確かつ適切な認 定基準をなるべく早急に定めるとともに、半導体産業に精通した外部専門人 材等の有識者の活用に努める等、適切な認定の実施に向けた体制の整備に万 全を期すこと。
- 三 特定半導体生産施設整備等事業者への支援に当たっては、その効果が支援 を受けた事業者及び関係者に留まらず、我が国の半導体産業の発展及び半導 体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとするこ と。
- 四 特定半導体基金による助成の実施が多額の国費を用いるものであることに特に留意し、国内における安定的な半導体の供給の確保のため事業者と連携して認定計画の着実な実施に努めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において新たに造成される基金の複数年度にわたる適正な管理・運用を期すための体制整備を着実に進めること。また、当分の間、基金事業による特定半導体の生産施設整備、生産確保の状況等について、政府において責任を持って把握して国会へ報告し、国民の利益にかなう説明を行うこと。
- 五 我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状を踏まえ、政府におけるこれまでの半導体政策について十分に検証を行うこと。また、その評価を踏まえて、今後における中長期的な内外の情勢変化や技術革新の進展等の動向に対応して、安定的な半導体供給の確保及び半導体関連産業の適切な育成が継続的に行われるよう、今後の関連政策の在り方について検討を進める

とともに、次世代半導体の研究・開発の支援について必要な予算を確保すること。

六 我が国において、半導体産業の人材が不足している現状に対処するため、 大学・高等専門学校等における当該学科の魅力度の向上を始めとする人材育 成及び海外からの人材受入れに必要な取組を行うこと。併せて、機微な技術 や情報を有している人材の海外流出に歯止めをかける実効的措置を検討する こと。